

「歯・口腔健康診断結果のお知らせ」について

京都府歯科医師会 理事
小川 喜生
(京都府教育庁指導部保健体育課嘱託歯科医)

学校保健安全法施行規則の一部改正
(平成28年4月1日施行)

・ **健康診断の目的と役割**

- 1) 疾病をscreeningし、健康状態を把握
- 2) 学校での健康課題を明らかにし、健康教育の充実に役立てる

・ **健康診断をより効果的に行うため、「保健調査」を全学年で実施する**

・ **事後措置の一環として、「健康診断結果のお知らせ」を全員に出す**

歯科健康診断に係る改正の要点

1. 保健調査票の活用方法の見直し
(28年度より実施済み)

2. CO(要観察歯)の検出基準等の見直し

3. 歯列・咬合の判定基準等の見直し

学校保健安全法施行規則第11条
(平成28年4月1日)



健康診断を的確かつ円滑に実施するため、小学校、中学校、高等学校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認める時に、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態に関する事前調査(保健調査)を行う

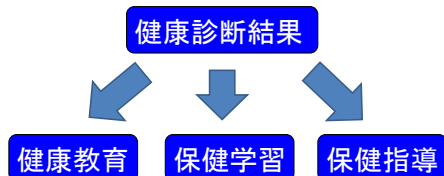
つまり小・中・高等学校では全学年で保健調査票が実施されることになりました！

事後措置

健康診断結果から子どもたちの課題を解決するために行う措置

健康診断の場合、21日以内にその結果を保護者に通知し、適切な措置をとらねばならない。

事後処置の意義



結果を自分の健康課題と捉えて、
自分で解決する力を身につける
よう支援

健康診断の目的

健康診断は、健康の保持増進を目的
とした健康状態の把握で、確定診断
ではない

目的は...

スクリーニング
(ふるい分け)

スクリーニング(3段階)

- 健康** 保健指導や予防処理によって
健全な状態を保てる段階
- 要観察** 引き続き観察下にあつて積極的な
保健指導と予防処置の組み合わせ
を行うことにより、疾病の状態に
進行させないことが可能な段階
- 要医療** 医療機関により状態の診断を受
け、臨床的な対応が必要な段階

学校健康診断での問題点

学校の健康診断結果と、受診する
医療機関の診断結果に誤差

学校健診は、確定診断ではなく、
スクリーニングである。
スクリーニングの意味を
学校、学校歯科医が
よく説明することが大切

CO(要観察歯)

視診でう蝕と断定できないが、
う蝕初期病変の疑い

口腔内の環境が悪ければう蝕に進行するが、
良ければ健全歯に移行する可能性
がある

学校での健康診断とCO

健全：今のところ問題なし

CO：初期う蝕の兆候がある

(1) 咬合面の着色、白斑、白濁

(2) 平滑面の白斑、白濁

(3) 隣接面に実質欠損の確認は無いが、
精密検査要(CO要精検)

C：視診で確認できるう窩がある

(学校歯科医の活動指針改訂版 P54~55)

CとCO

境界線は視診で明らかに
う窩があるかどうか。

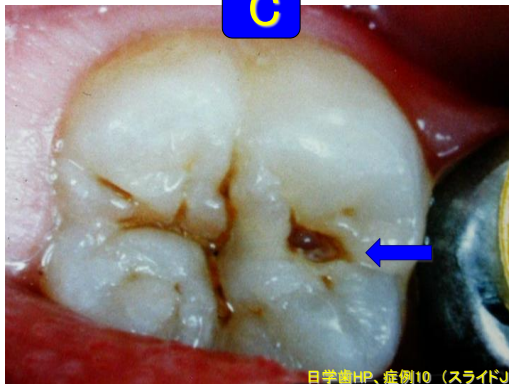


C



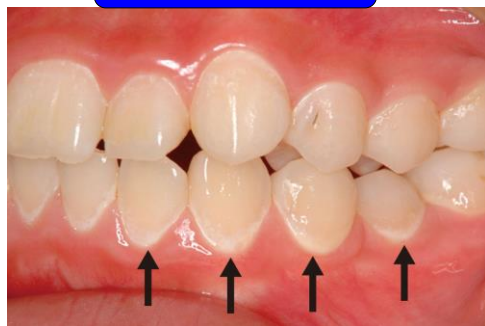
CO

C



日学歯HP、症例10 (スライドJ)

CO(要観察)



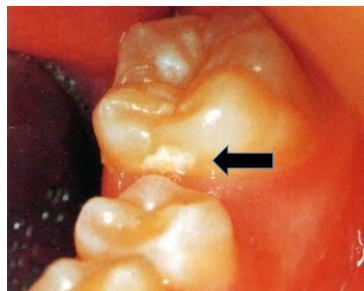
(歯・口腔の健康診断パネルから)

CO(要観察)



日学歯HP、症例 12 (スライドL)

CO(要観察)



隣接面の白濁斑